

# 第1部 特集「京都の持続可能な未来を創る環境・エネルギー政策」

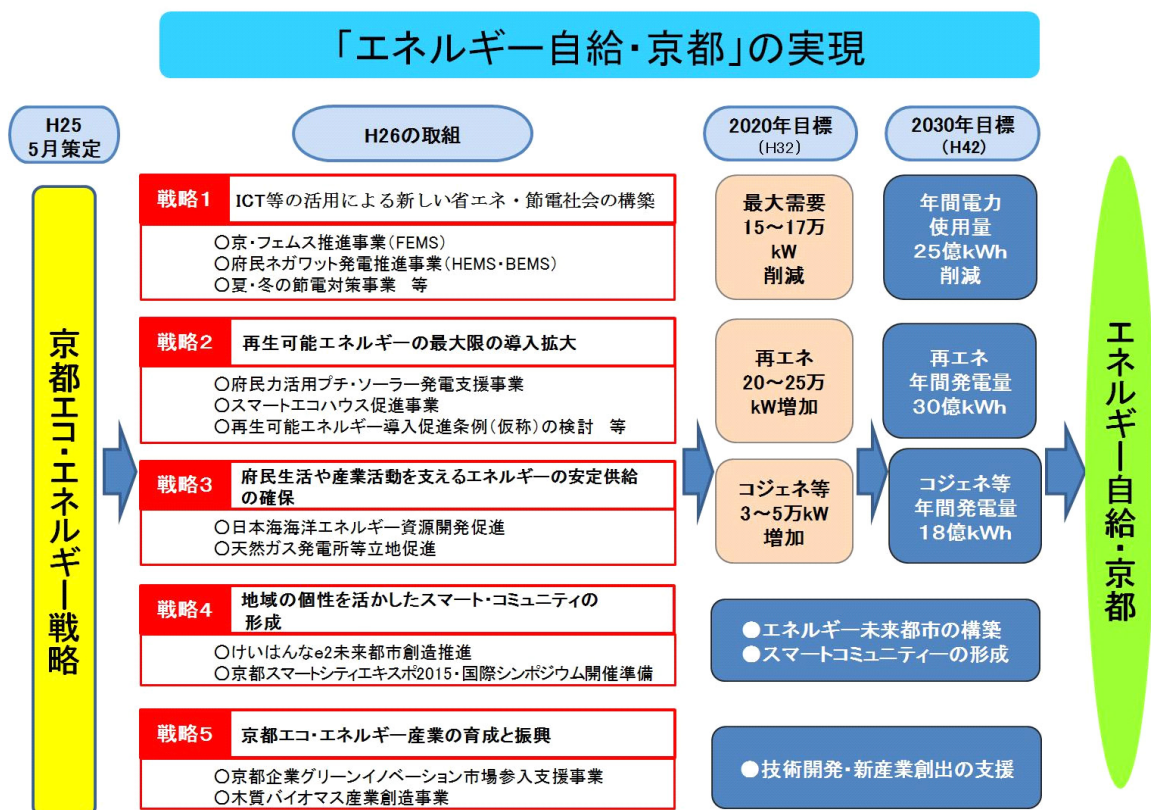
## 第1章 京都エコ・エネルギー戦略 ～「エネルギー自給・京都」の実現に向けて～

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機として、これまでのエネルギー政策の見直しが求められています。府民が安心して暮らし、活力ある地域経済が営まれていくためには、安全で安定的で、経済性に優れたエネルギーの確保が不可欠です。同時に、大規模自然災害等の気候変動による影響が大きくなってきている中で、エネルギー利用の効率化とともに、地球温暖化防止に役立つ低炭素型のエネルギーへの転換が急務となっています。

府においては、府民生活の安心・安全を守り、経済活動を維持発展させることの可能なエネルギーの安定確保を図るため、25年度に「京都エコ・エネルギー戦略」を策定し、原発に依存しない社会を目指すとともに、「エネルギー自給・京都」の実現に向けて、京都の府民力、地域力、産業力を最大限に活かし、省エネ・節電対策や**再生可能エネルギー\***の導入拡大等、次の5つの戦略を展開しています。

この戦略では、32年度には電源設備容量ベースでのエネルギー自給の達成を目指すとともに、42年度には年間電力使用量を22年度と比べ約13%、約25億kWh削減した上で、再生可能エネルギーによる年間発電量を30億kWh、天然ガス**コージェネレーション\***・**燃料電池\***による年間発電量を18億kWhに高め、年間電力使用量ベースでのエネルギー自給を達成していく目標を掲げています。

図1-1 「京都・エコエネルギー戦略」の概要



## 1 再生可能エネルギーの普及拡大

再生可能エネルギーは、太陽や風、水、森林等地域の自然資源を活用する持続可能なエネルギーであり、総量が豊富で、温室効果ガスを排出せず、災害等の非常時にも利用可能な自立分散型エネルギーとして、エネルギーの安定確保とともに地域の活性化にも大きな役割を果たすことが期待されます。

府では、再生可能エネルギーの導入と利用を通じて、暮らしのあり方を見つめ直し、地域から社会・経済の仕組みを変え、持続可能で真に豊かな社会づくりを実現していきます。

### ①太陽光発電の導入拡大

府再生可能エネルギー導入可能性調査において、府域で最も導入可能量の大きい再生可能エネルギーは太陽光発電であることが明らかになりました。家庭用の太陽光発電については、20年度から22年度まで府が実施した「京都エコポイントモデル事業」による設置費補助や21年度から開始された国の余剰電力買取制度、国や市町村による補助制度等により23年度末時点で約17,000件の導入がありました。24年度から開始された国の**固定価格買取制度（FIT）\***により飛躍的に導入が進み、26年10月末時点で10kW未満の設備導入は29,745件、112,110kWとなっています。

また、10kW以上の導入は2,380件、102,707kWで、10kW未満との合計では214,817kWになります。うちメガソーラーは16件、28,819kWとなっています。10kW以上の設備認定容量は420,204kWであり、今後さらに約30万kWの導入が見込まれます。太陽光発電以外の再生可能エネルギーも含めた稼働容量は、約32万kWとなり、22年度の15万kWの約2倍に増加しています。

表 1 - 1 府の再生可能エネルギー導入状況(26年10月末現在)

種類	区分	件数	稼働容量(kW)	FITの設備認定容量(kW)
太陽光発電(FIT)	10kW未満	29,745件	112,110	121,485
	10kW以上	2,380件	102,707	420,204
小計		32,125件	214,817	541,689
風力発電		4基(太鼓山他)	2,253	4,503
バイオマス発電		6基(廃棄物発電含)	※49,740	17,141
小水力発電		28基(3万kW以下)	※51,881	999
合計		<b>32,163件</b>	<b>318,691</b>	<b>564,332</b>

※FIT認定以外の発電を含む。

### ②府有施設における率先導入

再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大が求められる中で、府自らも府の施設への導入を積極的に推進しており、太陽光発電設備46施設1,235.7kW、太陽熱利用8施設、太鼓山風力発電所(4,500kW)、洛南浄化センターのバイオマス発電(990kW)等があります(詳細は資料4参照)。26年8月には、その一環として府立植物園に太陽光発電設備(10kW)を設置し、固定価格買取制度を活用した全量売電事業を開始しました。

また、25年度から、府有施設の屋根や土地を太陽光発電事業用に民間事業者へ貸し出し、民間事業者は発電した電気を電力会社に販売するとともに府に屋根等の使用料を支払う「府有施設屋根・土地貸し太陽光発電事業」を実施しています。日照条件、耐震性能、周辺環境等を考慮して選定した施設を対象に実施事業者の公募を行った結果、4施設で実施することになり、これらの施設では、災害による停電時等に施設への電力供給が可能な自立運転機能も装備しています。

図1-2 府有施設への太陽光発電の導入



<京都府庁>



<府立植物園>

表1-2 府有施設屋根・土地貸し太陽光発電事業実施施設一覧

区分	施設名	面積	発電容量
屋根	府立桃山学園	330 m <sup>2</sup>	45kW
	府立こども発達支援センター	334 m <sup>2</sup>	44kW
	府立るり溪少年自然の家	975 m <sup>2</sup>	130kW
土地	府立府民の森ひよし	1,396 m <sup>2</sup>	200kW
合計		3,035 m <sup>2</sup>	419kW

図1-3 事業スキーム

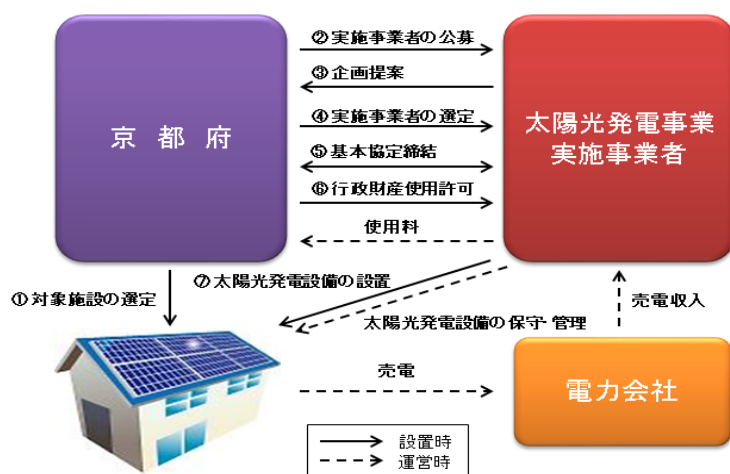


図1-4 事業実施施設



<府立るり溪少年自然の家>

③避難施設等緊急時電力確保促進事業

地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を支援し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を全国的に展開することを目的として、再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金事業）が国において制度化されています。

府は、25年度に国から18億円の事業採択を受けて、災害時に地域で中核的機能を果たす避難施設等において、停電時等に必要な電力が確保できるよう、太陽光発電設備と蓄電池等を27年度までの3カ年で緊急的に導入し、災害に強く、環境負荷の小さな地域づくりを目指すこととしています。

#### ④再生可能エネルギーの導入を促進する条例の制定に向けた取組

再生可能エネルギーの普及を総合的かつ計画的に促進するための条例の制定に向けて、学識経験者、実務家等で構成する「京都府再生可能エネルギー導入促進条例検討会議」（26年8月設置）や「京都府環境審議会」での意見を聴きながら、検討を進めています。

## 2 省エネ・節電の取組

### ①エネルギー・マネジメント・システム（EMS）\*の導入支援

26年度から、「京都エコ・エネルギー戦略」が掲げるICT（情報通信技術）等の活用による新しい省エネ・節電社会の構築に向けた取組の一環として、「府民ネガワット発電推進事業」を開始しました。

この事業は、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）やBEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入を支援することにより、**ネガワット発電\***を推進する取組です。

HEMSの導入支援については、省エネ・節電に関して専門的な知識を有し、様々な実践活動を行っている特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議（京都府地球温暖化防止活動推進センター）を通じ、HEMS機器を新たに設置する個人に対し機器設置費用を補助しています。

補助を受けてHEMS機器を設置した家庭を府民ネガワット発電所と位置付け、HEMS導入による省エネ・節電への取組についての情報集約を行い、同時に、省エネ情報等を広く府民に対し情報発信することとしています。

BEMSの導入支援については、エネルギー・マネジメントに関する専門的・技術的な知識・ノウハウを有する、一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ（KISE）を通じ、中小企業者、医療法人等が行うBEMS導入に対する補助を実施しています。

補助にあたっては、BEMSを活用した省エネ・節電の着実な実施を図るとともに、BEMS導入効果を府民や府内事業者に広く知っていただくため、補助事業者にBEMS導入前後の電力使用状況の報告を義務付けています。報告は、中小企業者等の負担を軽減するため、補助対象BEMS提供事業者が代行する形をとっています。

このほか、BEMSを活用した省エネ・節電対策等に関する助言・提案等も行い、中小企業者等の省エネ・節電を強力に支援しています。

### ②夏季・冬季の節電

府では、23～25年度に引き続き、26年度についても電力需要が高まる夏季・冬季に、国や関西広域連合と足並みをそろえ、府民や事業者の皆様にも、節電の着実な実行を呼びかけるとともに支援施策を実施しました。

#### (1) 夏季の対策

##### ア 府における節電目標等

- (ア) 節電目標 22年度夏比11%以上削減を目安とした節電の実施
- (イ) 節電期間 26年7月1日～9月30日の平日（8月13日～15日を除く）の9時～20時
- (ウ) 主な取組 家族でお出かけ節電キャンペーン、高齢者涼やかスポット、家庭での節電方法の周知等

##### イ 府庁の取組

- (ア) 節電目標 22年度夏比15%以上削減を目安とした節電の実施
- (イ) 節電期間 26年7月1日～9月30日の平日（8月13日～15日を除く）の9時～20時

図1-5 府のキャンペーンマーク



(ウ) 主な取組 冷房温度の28℃設定、エレベーターの1／2休止 等

ウ 取組の成果

関西電力管内における26年度夏の最大電力は2,667万kWで、22年度夏の最大電力3,095万kWに比べ13.8%減。関西電力発表の14時～15時の平均最大電力についても、夏季を通じて下表のとおり約13%減となり、府民や事業者の皆様の御協力により、節電目標が達成されました。

表1-3 夏季の14時～15時（ピーク時間帯）における分野別の電力の減少量・率

	平成22年度夏 からの減少量	平成22年度夏 からの減少率
産業	約▲115万kW	約▲12%
業務	約▲135万kW	約▲13%
家庭	約▲70万kW	約▲14%
計	約▲320万kW	約▲13%

(出典：関西広域連合エネルギー検討会電力需給等検討会議資料)

(2) 冬季の対策

ア 府における節電目標等

(ア) 節電目安 22年度冬比7%削減（昨冬の節電実績と同等）を目安とした節電

(イ) 節電期間 26年12月1日～27年3月31日の平日（12月29日～1月4日を除く）の9時～21時

(ウ) 主な取組 HEMS機器設置補助金制度、家庭での節電方法の周知 等

イ 府庁の取組

(ア) 節電目標 22年度冬比10%削減を目安とした節電の実施

(イ) 節電期間 26年12月1日～27年3月31日の平日（12月29日～1月4日を除く）の9時～21時

(ウ) 主な取組 暖房温度の19℃設定、エレベーターの1／2休止 等

ウ 省エネ・節電対策の取組状況

関西電力管内における26年度冬の最大電力は、27年2月末現在、2,484万kWで、22年度冬の最大電力2,665万kWに比べ、約7%減、関西電力発表の平均最大電力についても、9時～10時が約9%減、18～19時が約8%減となり、節電目標が概ね達成されている状況です。

こうした再生可能エネルギーの導入拡大や、省エネ・節電等の取組の結果、府内の電力需給状況は、想定最大電力需要310万kWに対し、306万kWまで供給力が高まっており、府内にある電源設備で府内の最大電力需要を賄うという「京都エコ・エネルギー戦略」の第一段階の目標を、ほぼ達成しました。

## 第2章 地球温暖化対策の推進

### 1 事業者排出量削減計画書制度

#### ①制度の概要

府では、「京都府地球温暖化対策条例」において、32年度までに2年度比で温室効果ガスの排出量を25%削減することを当面の目標と定めています。この目標を達成するためには、温室効果ガスの排出量の2/3以上を占める事業者への対策が重要となっており、大規模に温室効果ガスを排出する事業者を府条例で「特定事業者」として、3年ごとに温室効果ガスの削減に関する計画の作成・提出と、毎年度の排出量等の報告を義務付けています。

特定事業者となる排出事業者は、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上などの事業者で、第一計画期間（23～25年度）における業種ごとの削減目標は、京都府地球温暖化対策指針により、年平均で産業部門を2%、運輸部門を1%、業務部門を3%としています。

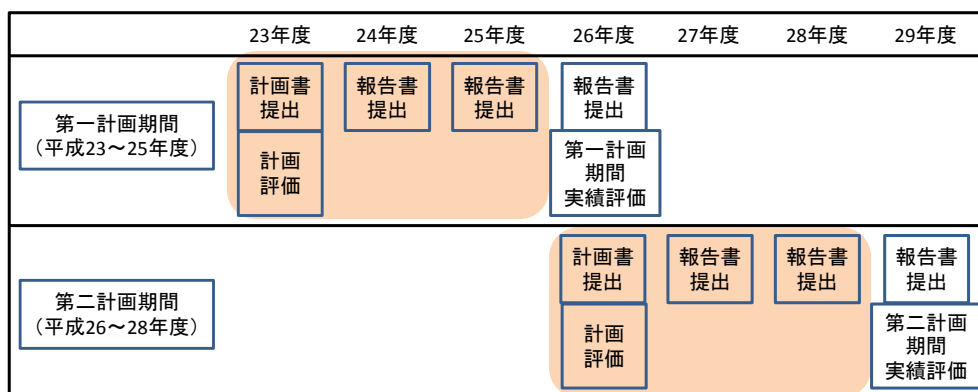
また、3年間の計画期間終了後には、排出量の削減目標の達成状況や、地球温暖化対策に寄与する取組（重点対策）の実施状況等について、SからDまでの5段階で総合的に評価し、優良事業者に対しては、府条例に基づき表彰を実施しています。

一方、目標削減率に達していない事業者等に対しては、省エネアドバイザー等による技術的個別指導や、京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度の活用等の助言を実施しています。

表1-4 排出量削減計画書制度の概要

根 拠	京都府地球温暖化対策条例（京都市内は、京都市地球温暖化対策条例）	
施行年度	17年度（22年度に条例を改正し、排出量削減計画及び報告書の総合評価制度を導入）	
対 象 者	大規模エネルギー使用事業者	・電気やガス等のエネルギー使用量が、原油換算で1,500kL以上の事業者
	大規模輸送事業者	・トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する輸送事業者 ・鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
	その他の温室効果ガス大規模排出事業者	・CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出量のうち、いずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者
計画期間	3年間（改正条例第一計画期間：23年度～25年度）	
削減目標	産業（製造業）	年平均2%
	運輸	年平均1%
	業務（商業・サービス業）	年平均3%
	※第一計画期間（23～25年度の3年間）の削減目標	
総合評価	計画書提出時及び計画期間終了後に総合評価を実施 S：目標削減率の2倍の削減率を達成し、省エネ等の取組を重点的に実施 A：目標削減率を達成 B：目標削減率の達成には至らなかったが、省エネ等の取組を重点的に実施 C：目標削減率を未達成 D：温室効果ガス削減のための基本的な体制が未整備	
表 彰	計画期間終了後の総合評価がS評価の事業者のうちから表彰	

図 1-6 排出量削減計画制度における計画書等提出及び評価の流れ



②第一計画期間（23～25年度）の排出実績等

第一計画期間（平成23～25年度）における特定事業者の削減量の合計は、96.9万t-CO<sub>2</sub>で、年平均削減率は7.9%と、府が設定した目標削減率の2.0%を5.9ポイント上回る大幅な削減を達成しました。

業種ごとの排出状況を見ると、産業（製造業）では7.7%の削減、運輸業では5.6%の削減、業務（商業・サービス業）では8.8%の削減となっています。これらの要因としては、産業（製造業）では省エネ型設備への更新・導入、製造過程の効率化等による省エネの取組の着実な進展、運輸業では省エネ車両（アイドリング・ストップ車、ハイブリット車等）の導入、配車計画の改善、エコドライブの徹底、鉄道会社での節電の徹底、業務（商業・サービス業）では、照明のLED化や空調管理の適正化等のエコオフィス活動の浸透等が考えられます。

また、全体263事業者の約7割にあたる183事業者が目標削減率以上の削減を達成しました。

表 1-5 特定事業者の温室効果ガス排出状況

業種区分	事業者数	基準年度 (22年度) 排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	25年度			第一計画期間 (23～25年度)		目標 削減率 (%)
			排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比 増減量 (万t-CO <sub>2</sub> )	基準年度比 増減率 (%)	基準年度比 増減量合計 (万t-CO <sub>2</sub> )	年平均 増減率 (%)	
製造業	115	208.1	187.1	▲21.0	▲10.1	▲48.3	▲7.7	▲2.0
商業・サービス業	122	155.0	138.6	▲16.4	▲10.6	▲41.0	▲8.8	▲3.0
運輸業	26	45.0	42.0	▲3.0	▲6.7	▲7.6	▲5.6	▲1.0
合計	263	408.1	367.7	▲40.4	▲9.9	▲96.9	▲7.9	▲2.0

※府内の特定事業者は263者、うち府への提出義務者は181者

京都市内のみ事業所がある特定事業者82者については京都市への報告書を合算

※計画期間削減量計＝(第1年度－基準年度)＋(第2年度－基準年度)＋(第3年度－基準年度)の排出量

③第一計画期間（23～25年度）の総合評価結果

第一計画期間の評価結果は表 1-6 のとおりとなっています。

目標削減率以上の削減を達成した183事業者の評価結果は、S評価が32事業者、A評価が151事業者となっており、計画時と比べて、最高評価のS評価の事業者が計画時の13事業者から19増加して32事業者となっています。このことから、多くの事業者で排出量削減の取組が、より進展していることが伺えます。

また、最高評価のS評価の事業者のうち、京都府に報告書を提出した18事業者を、優良事業者として27年1月27日（火）に表彰しました。

表 1-6 総合評価結果

業種区分	事業者数	第一計画期間の総合評価結果				
		S	A	B	C	D
製造業	115	13	62	21	19	0
商業・サービス業	122	17	71	14	20	0
運輸業	26	2	18	0	6	0
合計	263	32	151	35	45	0

表 1-7 京都府地球温暖化対策温室効果ガス排出量削減優良事業者表彰者 一覧

事業者名	業種区分	業種詳細	主な事業所所在地
綾部エンブラ(株)	産業	工業用プラスチック製品加工業	綾部市
イオンリテール(株)	業務	百貨店・総合スーパー	京都市
オムロン(株)	産業	その他産業機器製造業	京都市
(株)京都銀行	業務	金融業	京都市
京都信用金庫	業務	協同組織金融業	京都市
国立大学法人京都大学	業務	大学	京都市
京都中央信用金庫	業務	協同組織金融業	京都市
近畿日本鉄道(株)	運輸	普通鉄道業	京都市
KDDI(株)	業務	移動電気通信業	京都市
(株)ツバキ E & M	産業	動力伝動装置製造業	長岡京市
日東精工(株)	産業	ボルト・ナット・リベット等製造業	綾部市
日本生命保険相互会社	業務	生命保険業	京都市
日本たばこ産業(株)	産業	たばこ製造業	京都市
学校法人佛教教育学園	業務	大学	京都市
三ツ星ベルト技研(株)	産業	ゴムベルト製造業	綾部市
村田土地建物(株)	業務	貸事務所業	長岡京市
八幡市	業務	地方公務	八幡市
ユニチカグラスファイバー(株)	産業	ガラス繊維・同製品製造業	宇治市

図 1-7 表彰式



京都府地球温暖化対策温室効果ガス排出量削減優良事業者表彰式 平成27年1月27日 於、京都府公館



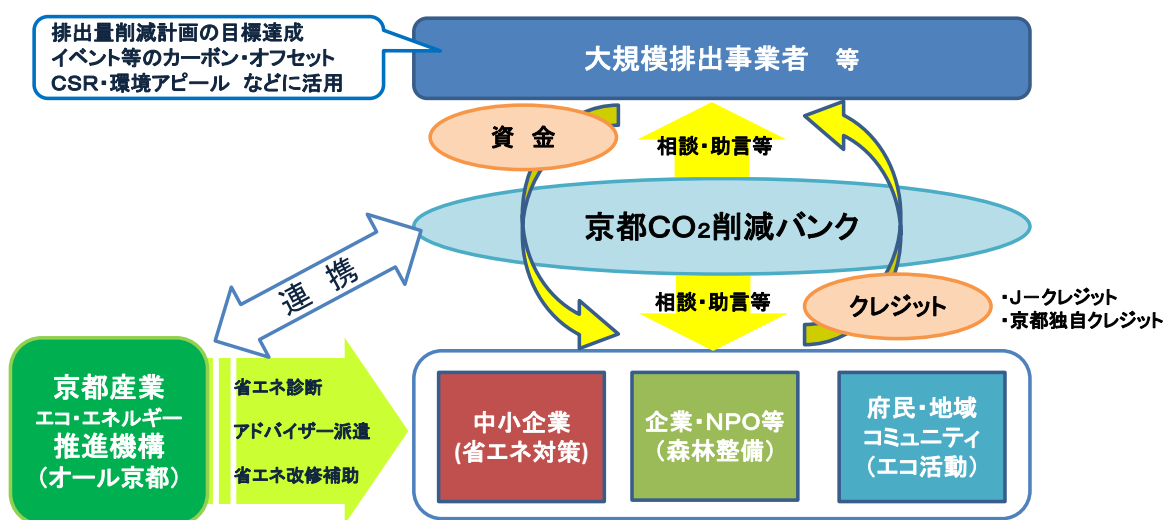
## 2 京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度の推進

### ①制度の概要

京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度とは、中小企業の省エネ対策や企業・NPO等による森林整備等、府民や企業の様々な温室効果ガス排出削減活動からクレジット（京-VER）を創出して、「府地球温暖化対策条例」に基づき、大規模排出事業者等が自社のCO<sub>2</sub>削減目標達成のためにクレジットを購入するという取引制度です。本制度では、国の制度ではクレジットの創出が困難な小規模な設備改修や省エネ行動等からもクレジットを創出することができるため、京都ならではの中小企業が多い社会に合った制度として23年7月に創設して、産業界を含めオール京都体制で支援しています。

本制度の運営組織は、京都環境行動促進協議会（京都CO<sub>2</sub>削減バンク）で、府、京都市、京都商工会議所、銀行協会、エネルギー供給会社、NPO等で構成しています。

図1-8 京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度の概要



### ②中小企業等に対する京-VER創出支援

府では、一定基準以上の温室効果ガス削減効果が得られる省エネ設備の改修を対象にした「京-VER創出促進事業補助金」（26年度予算額1億円）により、中小企業等での省エネを支援するとともに、京-VERの創出による温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

表1-8 京-VER創出・活用促進事業補助金の概要

目的	CO <sub>2</sub> 削減効果の高い省エネ設備の導入支援		
対象事業者	中小企業者、社会福祉法人、医療法人等		
補助対象	省エネ・節電対策につながる設備投資		
補助要件	①高効率省エネ設備であって、一定のCO <sub>2</sub> 削減効果を有すること ②京都版CO <sub>2</sub> 排出量取引制度によるクレジットの創出		
補助率等	事業費の1/3以内（上限：1,000万円）		
26年度実績	35事業者		
	対象設備	事業者数	削減CO <sub>2</sub> 効果（見込み）
	照明設備	20社	946t-CO <sub>2</sub>
	空調設備	8社	524t-CO <sub>2</sub>
	ボイラー	6社	381t-CO <sub>2</sub>
その他	1社	72t-CO <sub>2</sub>	

### ③京－V E Rの創出・取引実績

#### (1) クレジット創出・認証状況

25年度の事業者モニタリング結果に基づき、26年6月に認証委員会を開催して66件3127.4t-CO<sub>2</sub>を認証し、クレジットの発行を行いました。

#### (2) 大規模排出事業者等との取引

府内に事業所がある大企業等39社が、認証されたクレジットを購入し、地元企業応援等の社会的貢献（C S R）やイベント開催によるCO<sub>2</sub>排出のオフセットに活用しています。

表1-9 主なクレジットの購入事業者（26年度）

購入先	購入量	目的・利用方法
㈱京都環境保全公社	566t	地域貢献のため、事業所立地地域（京丹波町内等）の事業者が創出したクレジットを購入
S E Cカーボン㈱	50t	地域貢献のため、事業所立地地域（福知山市内）の事業者が創出したクレジットを購入
㈱京都銀行	50t	社会貢献（C S R）
京都生活協同組合	20t	イベント開催時に排出されるCO <sub>2</sub> のオフセットに利用
京都中央信用金庫	20t	美術館の運営及びイベント開催時に排出されるCO <sub>2</sub> のオフセットに利用
ローム㈱	11t	イルミネーションイベント開催時に排出されるCO <sub>2</sub> のオフセットに利用
京都駅ビル開発㈱	1t	イルミネーションイベントのクリスマスツリー照明で排出されるCO <sub>2</sub> のオフセットに利用
京都おもてなしカーボン・オフセット事業協力店	25t	伝統工芸体験や京みやげ、飲食店のメニュー提供によるCO <sub>2</sub> のオフセットに利用

#### (3) カーボン・オフセット商品の普及・拡大

クレジットの活用方法のひとつに、商品の製造過程等で発生するCO<sub>2</sub>を、他の場所で削減されたCO<sub>2</sub>で埋め合わせて、CO<sub>2</sub>の排出をゼロにする「カーボン・オフセット」があります。

府では、「京都おもてなしカーボン・オフセット商品」として、京みやげ商品、伝統工芸体験、飲食店でのサービスについて、カーボン・オフセットを展開しています。この「京都おもてなしカーボン・オフセット商品」では、カーボン・オフセットの費用は消費者ではなく、商品販売者が負担することにより、消費者は同じ価格で環境に配慮された商品を優先的に購入することができます。

また、リーフレットを5,000部作成し、参加事業者店舗、駅の観光案内所、府の施設に配架するとともに、京都環境フェスティバル等のイベントでの配布を行い、京都おもてなしカーボン・オフセット事業の周知に活用しました。

図1-9 おもてなし商品リーフレット



### 3 運輸部門の低炭素化

自動車は、移動・運搬の手段として生活に不可欠なものです。温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の排出等環境に様々な負荷を与えています。府内の温室効果ガス排出量1,268万t-CO<sub>2</sub>(24年度)の約1/4にあたる286万t-CO<sub>2</sub>が自動車の利用による運輸部門によって占められており、運輸部門の重点的な低炭素化が求められています。

このため、府では**電気自動車(EV)\***や**プラグインハイブリッド自動車(PHV)\***(以下「電気自動車等」という)の普及、並びに天然ガス自動車の普及を推進しています。

電気自動車等は走行時には温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>を排出せず、電力の排出係数(発電量当たりのCO<sub>2</sub>排出量)を考慮しても、通常ガソリン自動車と比べて環境性能が高いことから、これらの普及推進は運輸部門における地球温暖化対策として有効な対策であり、走行時の騒音が少なく、NO<sub>x</sub>等の排気ガスもゼロであることから大気汚染の防止にも役立ちます。

また、排ガスがクリーンで環境性能に優れている**天然ガス自動車\***については、「近畿スマートエコ・ロジ協議会」の「京都物流グリーン化プロジェクト」に参画し、物流部門での普及に取り組んでいます。

#### ①電気自動車等の普及促進

府では、これまで、「京都府次世代自動車普及推進協議会」を設置して産学公が連携したオール京都の体制を整備するとともに、21年3月に、全国初となる電気自動車等の普及促進を目的とした5カ年間の時限条例「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定するとともに、同月、経済産業省から、電気自動車等の本格普及を図る先駆的モデル地域「EV・PHVタウン」の第1期地域(全国8箇所の中の1箇所)として選定を受け、電気自動車等の普及に向けた先駆的取組を推進してきました。

26年3月には、電気自動車等の普及を更に進めるため、条例を一部改正し、その有効期限を3年間延長するとともに、同年12月には、東日本大震災後の電気自動車等の自立・分散型電源としての評価の高まりや、**燃料電池車(FCV)\***の市販開始による水素エネルギーへの期待の高まり等、エネルギーをめぐる社会情勢の変化を踏まえて、「京都府電気自動車等普及促進計画」を改定し、低炭素で安心・安全な社会づくりを目指すため、新たな普及の取組を進めています。

また、充電器については、25年4月に「京都府次世代自動車インフラ整備ビジョン」を策定し、国庫補助制度を活用しながら充電インフラ整備を推進するとともに、全国で初めての電気自動車メーカー等との「災害時等における電気自動車及び給電装置に関する協力協定」の締結(24年9月)や、関西広域連合における、「あなたのまちのEV・PHVが似合う風景」をテーマにした「EV・PHV写真コンテスト」(24年度～)の実施等、多様な普及の取組を行っています。

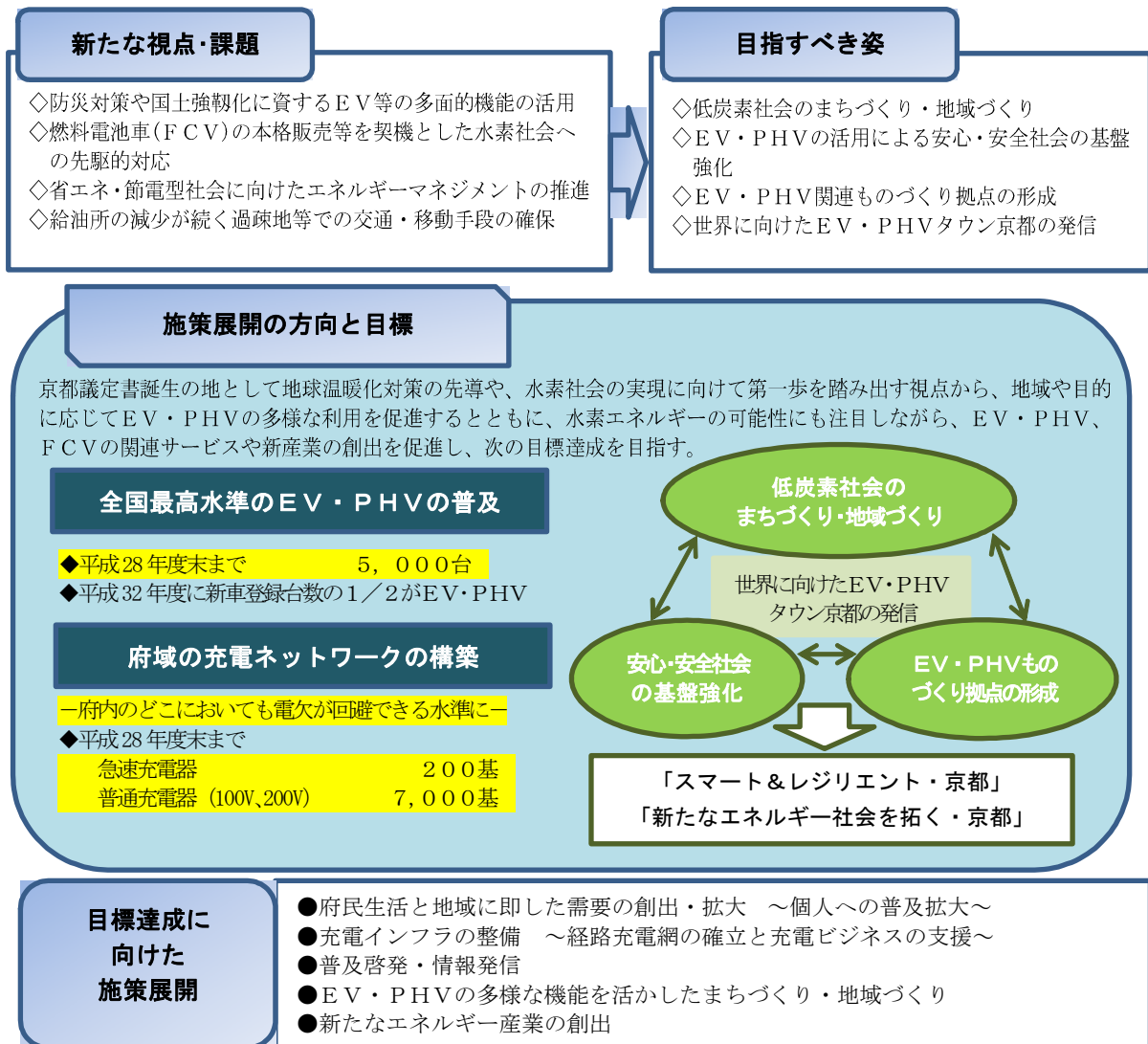
表1-10 府内の急速充電器の稼働状況  
(27年1月現在)

設置エリア		公共設置		民間設置
		府設置	市町村設置	
京都市域	京都市	3	4	28
丹後地域	宮津市	1		
	京丹後市	2		2
中丹地域	福知山市	1		4
	舞鶴市		1	4
	綾部市	1		2
南丹地域	亀岡市	1		4
	南丹市	1	1	2
	京丹波町	1		
山城地域	宇治市		1	3
	城陽市			1
	向日市			1
	長岡京市		2	1
	八幡市		1	
	京田辺市			3
	木津川市	1		1
	久御山町	1		3
精華町	1			
合計		83基	14基	59基

(1) 「府電気自動車等普及促進計画」の改定

「府電気自動車等普及促進条例」の一部改正（26年4月施行）による有効期限の28年度末までの延長に伴い、21年度に策定した「府電気自動車等普及促進計画」を26年12月に改定。計画の進捗状況や東日本大震災を契機とするエネルギー問題等社会情勢の変化を踏まえ、今後の電気自動車等の本格普及に向けた方策を取りまとめています。

図1-10 「京都府電気自動車等普及推進計画（改定版）」の概要



(2) 「府次世代自動車インフラ整備ビジョン」に基づく充電インフラ整備

25年4月に策定した「府次世代自動車インフラ整備ビジョン(以下「ビジョン」という)」では、「府電気自動車等普及促進計画」と整合を図りつつ、民間事業者等による充電インフラ整備を促進。利用者が安心して走行できる環境整備(『電欠なき京都』の構築)を目指しています。このビジョンに基づき公共性を有する充電設備を設置する場合、国から有利な補助が受けられることとなっており、さらなる充電インフラの整備を促進しています。府内では83基の急速充電器が27年1月末時点で整備・開放され(国補助金申請中のものを含めると149基整備)、府ホームページにおいて府内充電施設情報を公開しています。関西広域連合でも広域的にマップ化し、ホームページ「関西広域充電インフラマップ」にて充電施設情報を公開中です。

表 1-11 「京都府次世代自動車インフラ整備ビジョン」の考え方

整備先	想定整備主体	整備規模
<b>経路充電（継ぎ足し充電）</b>	<b>移動の経路上で充電「経路充電」の推進</b>	
①道の駅・まちの駅 ②高速道路SA・PA ③高速道路IC周辺（3km圏） ④主要国道沿い（19区間） ⑤主要地方道沿い（9区間） ⑥その他の空白エリア（面的配備）	道の駅等運営会社 府道路公社  商業施設・飲食店、 コンビニ、ガソリンスタンド、自動車整備工場等	全16箇所 2箇所 全48区域 概ね20km毎 概ね10km毎 府内36区域 (市区町村単位)
<b>緊急充電（駆け込み充電）</b>	<b>目的地充電・経路充電で対応出来ない場合の「緊急充電」の推進</b>	
⑦EV・PHV自動車販売店 ⑧自治体公共施設等	自動車ディーラー・販売店 市町村	全30施設 全2施設
<b>目的地充電（ついで充電）</b>	<b>目的地での滞在中における充電「目的地充電」の推進</b>	
⑨その他の空白エリア	大規模商業施設、ホテル・旅館、飲食店、一時預かり駐車場等	府内36区域 (市区町村単位)

(3) 関西広域連合「EV・PHV写真コンテスト」

関西広域連合では電気自動車等の普及促進に向け、観光事業との連携によりEV・PHVの利用機会の創出を図るため、「あなたのまちのEV・PHVが似合う風景」をテーマにした写真コンテストを実施しています。26年度は160点の応募があり、「京都環境フェスティバル」において優秀な作品（17点）の表彰・展示を行いました。応募作品からは、EV・PHVの魅力発信のみならず、行楽地や観光地の情報も発信する作品が多く寄せられました。

図 1-11 関西広域連合「EV・PHV写真コンテスト」入賞作品

**A**



A: 最優秀賞（於：兵庫県養父市別宮）  
 B: 優秀賞（於：滋賀県近江八幡市多賀町）  
 C: 優秀賞（於：京都府京丹後市久美浜町）  
 D: 特別賞（於：鳥取県東伯郡湯梨浜町）  
 E: トヨタプリウスPHV賞  
 （於：和歌山県伊都郡かつらぎ町 花園あじさい園）  
 F: 日産LEAF賞（於：京都市東山区祇園町）  
 G: 三菱EV・PHEV賞（於：鳥取県西伯郡伯耆町）

**B**



**C**



**D**



**E**



**F**



**G**

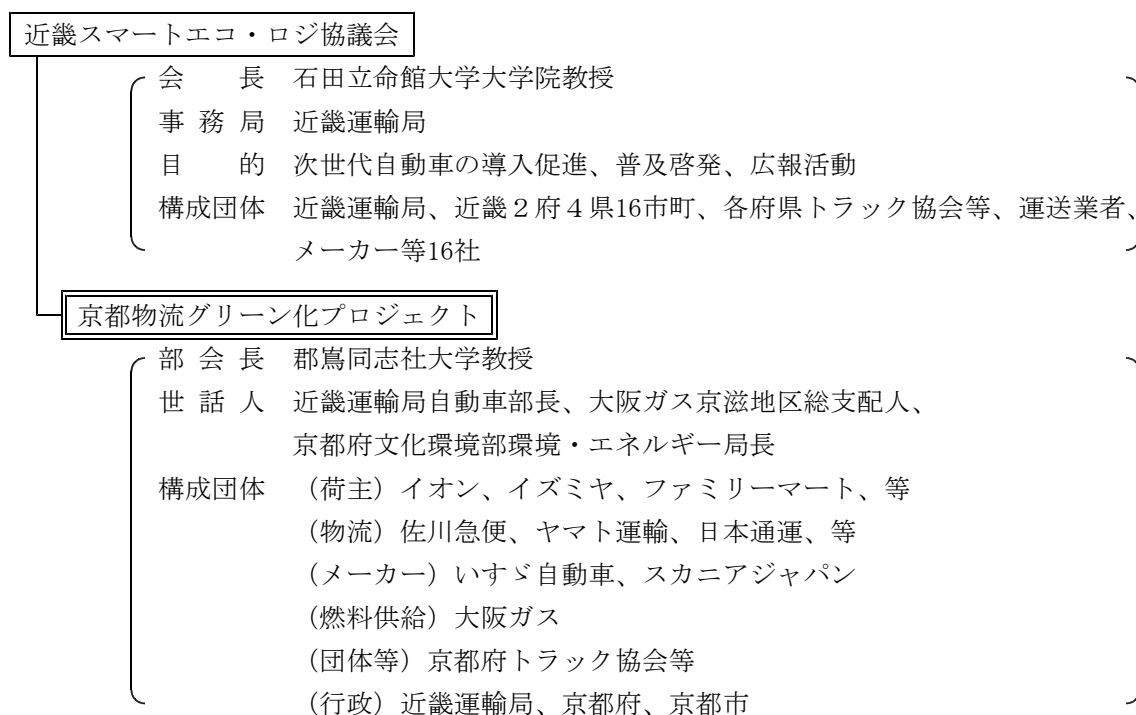


## ②天然ガストラックの普及促進

天然ガス自動車は、排ガスがクリーンで優れた環境性能を有していますが、価格が割高である、天然ガススタンドの数が少ないなどの理由で、普及が十分に進んでいません。

府南部地域には、近畿の物流拠点としての機能が集積し、府内の事業用トラックの登録台数の6割がこのエリアに集中しており、府では、荷主・物流業者・自動車メーカー・ガス会社・国土交通省・京都市等と連携して、25年度に「近畿スマートエコ・ロジ協議会 京都物流グリーン化プロジェクト」を立ち上げて、長距離の物流部門での天然ガストラックの普及率を高め、物流の低炭素化・低コスト化・クリーン化を促進する取組を展開しています。

図1-12 京都物流グリーン化プロジェクトの体制



府内には8カ所の天然ガススタンドが整備されていますが、同プロジェクトの活動を通じて、25年度には八幡市の天然ガスステーションが増強（設置者：(株)ENEOSウイング、26年2月営業開始）され、より利便性が高まっています。さらに、同プロジェクトの構成メンバーである大阪ガス(株)が、天然ガストラックに対するガス料金の割引制度を26年4月から開始しています。

また、26年3月5日には、京都リサーチパークにおいて「天然ガストラック普及戦略・京都シンポジウム」を同プロジェクトで開催し、参画主体（荷主・運送事業者・燃料供給事業者・自動車メーカー・行政）が連携して取組を検討・推進していくことを確認するとともに、「グリーン物流と低炭素なまちづくり、さらに国土強靱化につながるエネルギーセキュリティ向上のため、関係者の連携により、天然ガストラックの普及を進めていく」ことを共同宣言としてとりまとめました。

府では、今後も同プロジェクトの活動を通じて、天然ガストラックの普及を促進し、物流部門の低炭素化を推進していきます。

### 第3章 自然環境の保全と活用

#### 1 新規国定公園の指定に向けた動き

府では、京都市左京区、京都市右京区、綾部市、南丹市及び京丹波町を流下する由良川及び桂川上中流域を新規の国定公園として指定を目指して取り組んでいます。

##### ①新規自然公園指定の取組

府は、古くから我が国の中心地として発展してきましたが、今なお森林と農地が府域の土地利用の大半を占め、緑に恵まれた風土を形成しています。この緑の多くは、人との関わりの長い歴史の中で、良好な質を維持し続けるとともに、京都らしい緑の文化を生み出してきました。

また、南北に細長い府域を貫流する由良川及び桂川水系の川は、生きとし生けるものすべてのいのちの源として、また、源流・上流域から下流域までの人々の暮らしを支え、人々の生活文化をはぐくむ礎として大きな役割を果たしてきました。

これらの川と豊かな恵みをもたらす丹後の海も加えた府の水の環境も、緑と同様に、人との関わりの中で文化に彩られた存在となっています。

このように、府の風土と文化は、これまで営々と続けられてきた、人と水と緑との共生関係の中で築かれてきましたが、近年では、近代的な都市生活が地域のすみずみまで浸透していく中で、私たちの暮らしから自然の水環境や緑とのふれあいが薄れたり、都市化の進展等により水と緑の環境が悪化する等、徐々に人と水と緑の共生関係が崩れつつあります。

そのため、府は、13年度に府内の水辺やみどり空間が有する、地域を特徴付ける風景や歴史的景観を形成する景観機能等の役割を基本としながら、水とみどりの保全と創出によるおいのあるまちづくりを目指すことを基本方針とする「京都府広域緑地計画」を策定し、新規の自然公園指定についても計画しました。

この計画に基づき、19年8月に若狭湾国定公園の由良川河口部以西を分割し、世屋高原及び大江山を新たに加えて、丹後天橋立大江山国定公園が誕生しました。

同公園と並行して検討を開始した由良川及び桂川上中流域の新規の自然公園指定ですが、環境省が19年度から実施された国立・国定公園総点検事業の結果をもとに選定された自然公園の拡大及び新規指定候補地18地域の一つとなっています。

この地域は、自然性の高い景観や北山杉に代表される人間の営みとして形成されてきた景観が複層的に入り組んでいるとともに、古くから都の人々の生活に密着した農村景観等、歴史と文化が織り成す景観が豊かに残されている地域であり、「森の京都」の取組の一環として27年度の国定公園の新規指定に向けた検討を進めています。

##### ②由良川・桂川上中流域の地域概要

由良川・桂川上中流域は、京都府中央部に位置する中低山性の山地を主体とする丹波高原（丹波高地）と呼ばれる地域で、公園区域内のほぼ中央部を東西に中央分水界が通り、その北側は日本海に注ぐ由良川水系の流域に、南側の大部分は桂川水系の流域に属しています。

由良川上中流域は、南丹市美山町東部の急峻な山間部に形成された、河岸段丘の発達した深い渓谷、北部には標高700～800mの急峻な山脈が連なり、西部にかけて400～600mの中起伏の山地が広がっています。

図1-13 国定公園検討区域



太平洋型と日本海型との移行部の気候帯に位置する由良川源流域には、近畿地方に分布の少ないブナクラス域自然植生が大規模に分布し、さらに南方系と北方系の多様な植物や昆虫類が生育・生息しているほか、シキミーモミ群集等のヤブツバキクラス域自然植生も見られ、また、長老ヶ岳から頭巾山にかけての高標高部には、自然性の高いミズナラ群落を中心としたブナクラス域代替植生が分布しています。

一方、桂川上中流域は、高層湿原である八丁平や府最高峰の皆子山(971m)を含む、標高800~900mの山地、北側に由良川との分水嶺、南側に京都盆地と区分する城丹国境尾根を擁する周山盆地が広がる地形となっています。北側の分水嶺部にブナクラス域自然植生のスギーブナ群落の一部みられ、高標高部にブナクラス域代替植生であるミズナラ群落が広く分布しているほか、ヤブツバキクラス域自然植生のシキミーモミ群集が一部見られます。

また、この地域は、平安京造営の時代から木材や薪炭、食糧等の供給地、そして由良川・桂川の水運や日本海と都を結ぶ複数の鯖街道等による物流の拠点として、都の生活・文化を支えつつ発展してきました。

さらに、火伏せの神として京都の人々の尊崇を集める愛宕神社への信仰と結びついた「松上げ」又は「上げ松」と呼ばれる献火行事が本地域に広く分布するなど、の文化的共通性も認められ、悠久の歴史を経て都の人々の生活と密着しながらその文化景観や二次的自然環境が形成されてきました。

図1-14 ブナ  
(頭巾山：綾部市、南丹市)



図1-15 八丁平(京都市左京区)



図1-16 かやぶきの里(南丹市)



## 2 「山陰海岸ジオパーク」の世界ジオパーク再認定

### ① ジオパーク\*とは

ジオパークは、地質遺産を含む自然的な要素のある地域を一種の公園として活用するもので、日本ジオパークネットワークでは「ジオ(地球)に親しみ、ジオを学ぶ旅、ジオツーリズムを楽しむ場所」として紹介しています。

この活動は、地質遺産を保護し、研究に活用するとともに、教育や地域の振興に活かすことを目的として、ユネスコが支援しており、16年に世界ジオパークネットワーク(事務局:国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の生態・地球科学部門)が設立されています。26年9月現在、中国、ヨーロッパを中心に世界32カ国、111カ所(うち国内7カ所)のジオパークが加盟しており、そのほかに、日本では36カ所が独自に日本ジオパークネットワークの認定を受けています。

世界ジオパークの認定を受けるには、申請(政府官庁の署名及びユネスコ国内委員会の承認が必要)し、審査を受ける必要がありますが、山陰海岸ジオパークは22年に世界ジオパークの認定を受けており、また26年9月に4年ごとの更新審査を通過することができました。これにより、改めて知名度が高まるとともにジオパークとしての世界的な質の高さが認められ、観光をはじめ地域活性化への期待が高まっています。



## ②山陰海岸ジオパーク

日本列島がアジア大陸の一部であった時代からの経過が確認できる貴重な地域として、22年に世界ジオパークに認定されていました。

26年に4年ごとの更新審査を受ける際、西側部分の地域拡大があり、京丹后市から鳥取市までの東西約120km、南北最大30km、面積2458.44km<sup>2</sup>に及ぶ世界ジオパークに再認定されました。

今後とも、関係府県、市町、民間団体が構成する山陰海岸ジオパーク推進協議会（事務局：兵庫県）を中心に地質遺産を住民、企業、行政が協働して保全し、研究・教育活動や新たな観光資源、地域産業に活用することで、地域の活性化につなげるための取組を実施していくこととしています。

図1-17 山陰海岸ジオパークエリア



## ③府のジオサイト

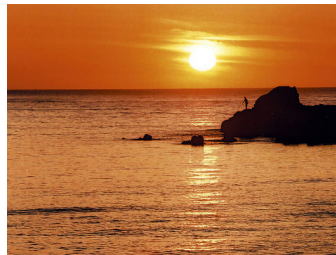
- (1) 琴引浜～久美浜エリア（琴引浜離湖、五色浜夕日ヶ浦、久美浜湾丹後砂丘）

図1-18 久美浜湾



潟湖久美浜湾と砂州小天橋、丹後砂丘等の雄大な風景です。それぞれの特性を活用した農業や漁業が行われています。

図1-19 夕日ヶ浦



夕日の美しい浜詰海岸は夕日ヶ浦とも呼ばれる景勝地です。周辺は温泉旅館が軒を連ね、夕日と温泉の地として観光客が訪れています。

図1-20 琴引浜離湖



鳴き砂で有名な美しい砂浜「琴引浜」や、その周辺に発達する砂丘によってできた離湖等、砂にまつわる様々な地形が楽しめます。

- (2) 経ヶ岬～間人エリア（経ヶ岬、丹後松島、立岩大成、間人海岸）

図1-21 立岩



地下から上昇したマグマが固まったもの。浸食により周囲の岩が削り取られました。

図1-22 経ヶ岬（撮影：小滝篤夫）



美しい柱状節理が経典のように見えることから名がつけられたと言われています。

- (3) 郷村断層エリア（丹後高原、磯砂山周辺、郷村断層）

図1-23 郷村断層



昭和2年（1927年）に起こった北丹後地震で生じた、北北東から南南東方向に延びる全長18 kmの地震断層です。網野町郷及び網野町生野内の3地点に現れた断層が国の天然記念物に指定され、保存されています。

### 3 「京都府レッドデータブック（改訂版）」について

「レッドデータブック」とは、絶滅のおそれのある野生生物の種の現状を取りまとめたデータ集で、世界版をIUCN（国際自然保護連合）が、日本版を環境省が作成しており、都道府県や市町村でもそれぞれの地域の状況に応じたものを作成しています。

府では、絶滅のおそれのある野生生物だけでなく、保護を要する地形・地質や自然生態系等、府内の自然環境を総合的にとらえ、その現状を把握するとともに、保全対策を明らかにするため、14年6月に「**京都府レッドデータブック\***」を発刊しました。個々の生物種だけではなく、生態系全体や、生物以外の自然も併せて守っていくことが重要だと考えているためです。

その後10年余りが経過し、絶滅のおそれのある野生生物を取り巻く府内の環境も大きく変化したことから、27年に「府レッドデータブック（改訂版）」を取りまとめました。改訂版ではこの間の府内の自然環境の変化に対応するため、従来のデータの全体的な点検を行うとともに、今回、野生生物では、地衣類や車軸藻類等、地域環境の変化に影響を受けやすい分類群も新たに対象としました。

重要なことはレッドデータブックを発刊することではなく、生物多様性の保全にどのようにつなげていくかです。レッドデータブックに掲載されただけでその種に法的な規制がかかるわけではありません。今後、指定希少野生生物や生息生育地の指定、環境アセスメント等における保全対象とするほか、生物多様性保全の啓発等にも活用していくこととしています。

#### ●主な改訂内容

図1-24 今回の改訂によりカテゴリー変更となった主な種 ※括弧内は2002年版

「府レッドデータブック（改訂版）」では、野生生物の種を取り巻く環境が大きく変化したことから、300種を超える野生生物が新たに絶滅のおそれがある種として掲載され、多くの種がより危険性の高いカテゴリーのランクへと移行されるなど、府内においても生物多様性の危機が一層進行していることが明らかになりました。その大きな原因は、ニホンジカの急増や里山の放置等による下層植生の消失で、それに伴い絶滅のおそれのある野生植物の種が増え、そこに生息する昆虫や小型哺乳類も絶滅のおそれが高まっています。また、アライグマやブラックバス等による捕食や、チュウゴクオオサンショウウオと在来種との交雑等、外来種による影響も顕著になりました。



ハコネサンショウウオ 絶滅寸前種(←絶滅危惧種) 撮影：吉川夏彦  
 エイザンスミレ 絶滅寸前種(←準絶滅危惧種) 撮影：光田重幸  
 レンリソウ 絶滅寸前種(←絶滅種)

一方、多くの種がより危険性の高いカテゴリーのランクへと移行されるなど、府内においても生物多様性の危機が一層進行していることが明らかになりました。その大きな原因は、ニホンジカの急増や里山の放置等による下層植生の消失で、それに伴い絶滅のおそれのある野生植物の種が増え、そこに生息する昆虫や小型哺乳類も絶滅のおそれが高まっています。また、アライグマやブラックバス等による捕食や、チュウゴクオオサンショウウオと在来種との交雑等、外来種による影響も顕著になりました。

一方で今回調査が進んだことにより、これまで府内では既に絶滅したと思われていた種の再発見や新たな生息地が発見された例もありました。

絶滅種	絶滅寸前種	絶滅寸前種	絶滅寸前種	絶滅寸前種
ミナミトミヨ 撮影：細谷和海	オオキンレイカ	イタセンパラ	カスミサンショウウオ	ベニバナヤマシャクヤク
絶滅危惧種	絶滅危惧種	絶滅危惧種	要注意	要注意
アサザ	タガメ 撮影：吉安 裕	ヒメクロウミツバメ 撮影：井上耕治	夜久野のピカリア 撮影：小滝篤夫	五色浜 撮影：小滝篤夫

図1-25 RDB掲載種

# 第4章 暮らしの安全・安心を守る仕組みづくり

## 1 「戦略的環境アセスメント制度」の施行

### ①戦略的環境アセスメントと配慮書手続

大規模事業による環境影響の回避、低減等を図るためには、事業計画の決定に至るまでのできるだけ早い段階から環境に対する配慮を行うことが重要です。戦略的環境アセスメントは、政策や上位計画の検討から、個別事業の位置や規模等の計画検討に至るまでの各段階ごとに環境への影響を考慮し、必要な環境保全対策を検討する一連の手続きです。

事業計画が概ね固まった段階で実施する従来の環境アセスメントにおいては、詳細な調査、予測等が可能である一方、明らかになった環境影響に対し、計画を大幅に変更するなどの柔軟な環境保全措置が難しい場合がありますが、早期段階から環境影響を検討し、その結果を活用しながら事業計画を固めていくことで、より柔軟な環境保全措置が行われることが期待されます。我が国においても戦略的環境アセスメントについての検討が進められ、23年4月の「環境影響評価法」の改正で、まず、事業の位置や規模等といった事業計画の検討段階における環境アセスメント（配慮書手続）が導入され、25年4月から施行されています。

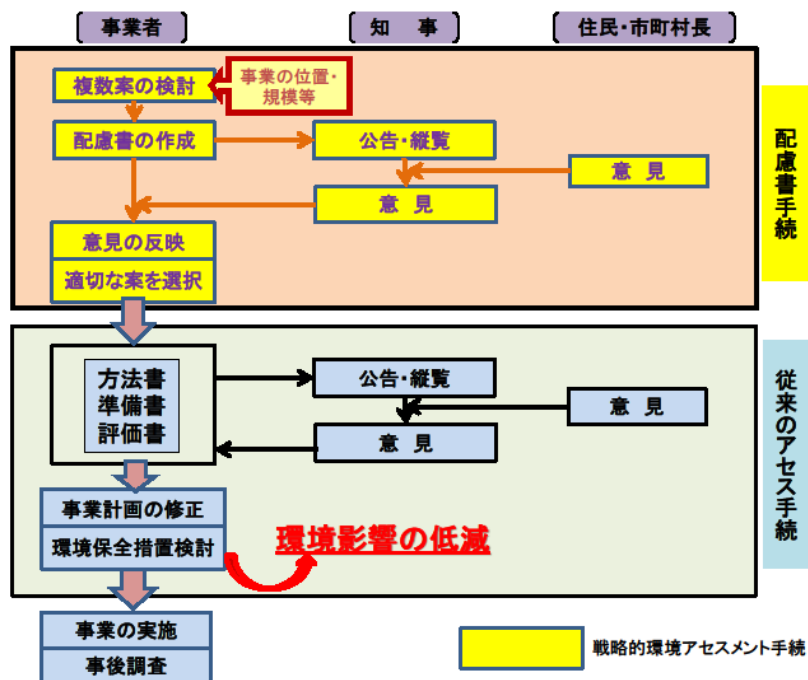
### ②条例配慮書手続の概要

府環境影響評価条例においては、法に準じる規模の事業を対象としていること、対象事業に民間事業が多いこと等を踏まえ、法と同様、条例に配慮書手続を導入し、26年7月1日から施行しました。

配慮書手続では、原則として事業の位置や規模等の複数案を、環境面から比較・検討することとしています。事業者は、その結果を配慮書に取りまとめ知事に提出し、知事の意見書を踏まえて事業の位置等を決定します。

なお、意見書を作成するにあたって知事は、住民、関係市町村長の意見や有識者により構成される環境影響評価専門委員会の意見を聴くこととしています。

図1-26 条例配慮書手続の概要フロー



## 2 「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」の施行

### ① 条例の制定

産業廃棄物の処理施設は、循環型社会の形成を図る上で不可欠なものですが、関係住民等にとっては迷惑施設として考えられる傾向があり、施設構造や生活環境影響に関する不安等から、関係住民等と事業者との間で、その設置や運営を巡り紛争が生じることも珍しくありません。

このため、関係住民等の不安を取り除き、十分に理解を得ることで、関係住民等と事業者との間に良好な関係が構築されることが重要です。

府では、計画段階で事業者が行うべき手続を次のとおり定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的として、「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」を26年3月に制定しました。

### ② 条例手続の概要

#### (1) 事業計画の周知

事業者は、関係住民等が産業廃棄物処理施設設置等に関する事業計画について知ることができるよう、事業計画書の縦覧や説明会の開催等を行います。

#### (2) 意見書の提出と見解書の縦覧

関係住民等は、事業計画書について、知事を経由して事業者に書面を提出することにより、生活環境保全上の見地からの意見を述べることができます。事業者はその意見に対する見解を記載した書面を縦覧に供します。

また、その見解に対して、関係住民等は、知事を経由して事業者に書面を提出することにより、生活環境保全上の見地からの意見を再度述べることができ、事業者はその意見に対する修正見解書を縦覧に供します。

#### (3) 環境保全協定の締結

事業者は、地元自治会や関係市町村との間において、生活環境の保全のために必要な事項に関する協定を締結するよう努めます。このため、事業者は、合意が形成されて環境保全協定の締結に至る契機となるよう、適切に事業計画を周知するとともに、関係住民等から述べられた意見に配慮する必要があります。

#### (4) 手続の終了

事業者が条例手続を適切に履行し、かつ事業計画について生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められるときには、条例手続が終了します。

#### (5) 実効性の担保措置

手続規定の実効性を担保するため、手続違反者に対する勧告や公表、報告の徴収等の権限を規定するほか、条例手続を終了せず廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の申請をした事業者に対しては、許可しないことができる旨規定しています。

表 1-12 「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」の概要

目的 (第1条)	産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする者と関係住民等との間で <b>円滑に合意が形成されるための手続を定める</b> ことにより、生活環境の保全を図る。	
定義 (第2条)	○産業廃棄物処理施設設置等・・産業廃棄物を処理する施設の設置、変更 ○周辺地域・・産業廃棄物処理施設設置等により生活環境に影響を受けるおそれがある地域 ○関係住民等・・周辺地域に居住する者等 ○関係市町村・・周辺地域が所在する市町村	
許可の制限等 (第3～4条)	○事業者は、 <b>廃棄物処理法に基づく許可の申請等を行う前に、条例手続を実施</b> しなければならない。 ○知事は、事業者が <b>条例手続を適正に終了しないで法に基づく申請をした場合には、法の許可要件に照らして許可しない</b> ことができる。	
主 な 手 続	・事業計画の周知 (第5～10条)	○事業者は、 <b>産業廃棄物処理施設設置等に関する事業計画書を周知計画書に基づき、広告・縦覧、説明会の開催等を通じて関係住民等に周知</b> ○事業者は、周知実施状況報告書を知事に提出
	・意見書 ・見解書 (第11～12条)	○住民は、事業計画書に関して、 <b>環境保全上の見地からの意見書</b> を知事を經由して事業者に提出 ○事業者は、住民の <b>意見書に対する見解書</b> を知事に提出・縦覧
	・再意見書 ・修正見解書 (第12～13条)	○住民は、事業者の見解書に関して、 <b>環境保全上の見地からの再意見書</b> を知事を經由して事業者に提出 ○事業者は、住民の <b>再意見書に対する修正見解書</b> を知事に提出・縦覧
	・環境保全協定 (第14条)	○事業者は、地域団体又は関係市町村長との間において、産業廃棄物処理施設設置等に関して <b>環境保全協定の締結努力</b>
	・手続の終了 (第15条)	○知事は、 <b>事業者の手続が適切であって、事業計画が生活環境の保全上支障がないと認めるときは、手続の終了を関係住民等に周知</b> ○知事は手続の終了に当たって、必要に応じ有識者の意見を聴取
勧告・公表 (第20～21条)	知事は、事業者が条例手続を適正に行わない場合には、 <b>勧告及び事業者名等の公表</b>	
適用除外 (第22条)	京都市域の産業廃棄物処理施設設置等、及び環境影響評価法・条例の対象事業には、この条例を適用しない。	
施行期日	平成26年10月1日	

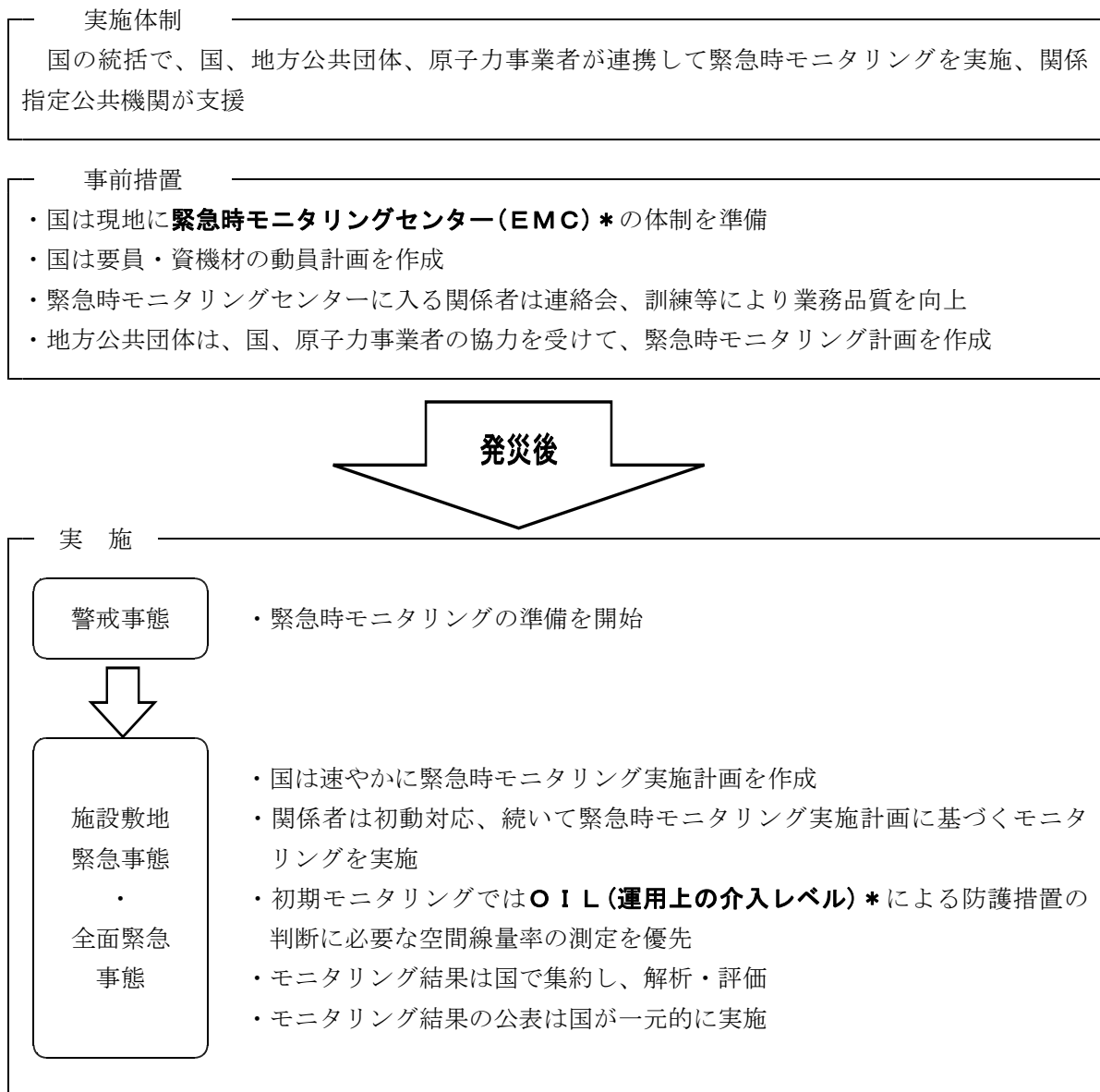
### 3 「京都府緊急時モニタリング計画」の改定

#### ①国による原子力災害対策指針の改定

25年6月、国の原子力規制委員会は福島第一原子力発電所事故で明らかにされた多くの課題を踏まえて原子力災害対策指針を改定し、緊急時モニタリングの実施体制や運用方法等を具体化するなど新しい緊急時モニタリングのあり方について定めました。

緊急時モニタリングは、初期（危機管理）、中期（影響管理）、復旧期（復旧／長期復帰活動）の3段階からなり、初期モニタリング以外の緊急時モニタリングのあり方は、引き続き検討予定です。

図1-27 緊急時モニタリングのあり方について（原子力災害対策指針改定）



※初期モニタリング以外の緊急時モニタリングのあり方は、引き続き検討予定。

②「京都府緊急時モニタリング計画」の改定

緊急時モニタリング計画は、原子力災害時に行う環境放射線測定の基本的な考え方や体制の枠組みについて定めたもので、「京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）」において、国、府内関係市町、福井県、関西電力株式会社等の協力を得て作成するものとされています。

26年6月、国による原子力災害対策指針の改定を受け、府は「府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）」を見直し、原子力防災体制の整備、広域避難対策及び要配慮者避難対策に関する改定に併せ、緊急時モニタリング計画についても改定を行いました。

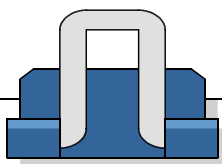
●「京都府緊急時モニタリング計画」の改定のポイント

ア 従来の計画では府が独自の判断で緊急時モニタリングの内容を決定し実行するものであったが、新計画では国の統括・指示の下で実施することとなった。

イ 警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態という3段階の**EAL（緊急時活動レベル）**＊の考え方を導入し、各段階における緊急時モニタリングの基本的な考え方や体制の枠組みについて定めた。

表 1-13 府緊急時モニタリング計画の概要

事 象	実 施 内 容
警戒事態 (EAL 1)	保健環境研究所に府モニタリング本部を設置  中丹東保健所、南丹保健所に現地モニタリング拠点を設置 ・ 固定観測局の監視強化 ・ 可搬型モニタリングポストによる測定 ・ モニタリングカーによる測定
	国が緊急時モニタリングセンター(EMC)設置を準備 府は緊急時モニタリングセンター(EMC)への職員派遣を準備
施設敷地緊急事態 (EAL 2)	緊急時モニタリングセンター(EMC)による初期モニタリング ・ 固定観測局の監視強化 ・ <b>緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)＊</b> を中心に可搬型モニタリングポストの配置を見直し ・ モニタリングカーによる測定範囲を広域に拡大
全面緊急事態 (EAL 3)	緊急時モニタリングセンター(EMC)による初期モニタリング（継続） ・ 施設敷地緊急事態の初期モニタリングの継続 ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定 ・ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の測定 ・ 飲食物スクリーニング基準を超えた場合の環境試料中の放射性物質濃度の測定 等



### 京都府ごみ減量推進イメージキャラクターの決定

府では、25年度の子ども議会の提案により、子どもから大人まで幅広い方々に、ごみの減量及びリサイクルの推進に向けた取組を進めていただくための京都府ごみ減量推進イメージキャラクターを募集しました。府内全域から940点もの作品が集まり、選考の結果、採用作品を決定しました。

26年度には、採用作品について、デザイン補正を行うとともに、キャラクターの名前の募集を行い、応募総数87点の中から、選考の結果、「なすまる」に決定しました。

なすまるは、府や 団体等が行う、ごみ減量・リサイクルの推進に向けた普及・啓発活動で活躍する予定です。



名前	なすまる
年齢	推定2000歳（まゆまろと同年代）
性別	おとこのこ
性格	からすてんぐの力強さと、賀茂なすの丸さを併せ持つ
もちもの	熊手：環境を守らない悪い気持ちをかき出す ひょうたんと鞆：ごみを出さないマイボトルとマイバッグ
好き	ごみを出さない取組を一緒にしてくれるおともだち 環境のためになる取組
嫌い	たくさんのごみ 環境を壊してもいいや、という悪い気持ち

